

令和元年 8 月 守口市教育委員会定例会の概要

○日 時：令和元年 8 月 2 8 日

開 会：午前10時00分～午前11時13分

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校管理課参事 小森 勝 学校教育課長 森田 大輔

保健給食課長 西本 岳史 教育センター長 中村 文俊

生涯学習・スポーツ振興課 宮垣 義隆 ほか担当職員

○教育長 ただいまから、教育委員会の定例会を開催いたします。

 日程第1「会期について」をお諮りいたします。

 本日の定例会の会議時間は午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は駒田委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「会議録の承認について」をお諮りいたします。既に委員の皆様には、4月23日に開催されました教育委員会4月定例会会議録案、5月29日開催の教育委員会5月定例会会議録案、及び6月21日開催の教育委員会6月定例会会議録案を配付いたしております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、教育委員会4月、5月及び6月定例会会議録案について、承認することといたします。

それでは、日程第4 議案第19号「守口市立図書館条例(案)についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第19号「守口市立図書館条例(案)についての意見」

守口市立図書館条例案についての意見を次のとおりとする。

令和元年8月28日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第19号「守口市立図書館条例(案)についての意見」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書1ページから5ページをお開きください。それでは、条例(案)の具体的な内容について、御説明申し上げます。

第1条では、本条例の設置の趣旨について規定しております。

第2条では、名称及び位置を、第3条では、利用の条件等について定めるものでございます。第4条は、利用の制限について定めております。

続きまして、第5条は、利用の承認を、第6条は、利用の承認の取消し等について

定めております。

第7条では、会議室等の使用料について定め、附属する会議室や附属備品等について一定の利用者負担をお願いするものでございます。

第8条では、駐車場の利用について定めております。

第9条では、使用料の減免について、第10条では、使用料の還付について、第11条では、特別な設備の設置等の禁止について、第12条では、原状回復の義務を定めております。

第13条では、賠償について、第14条では、権利の譲渡の禁止について、第15条では、指定管理者による管理について定めるものでございます。

第16条では、指定管理者に図書館を管理させる場合、使用料の範囲内において利用料金を収入として収受させるものを定めております。

第17条では、委任について、この条例の施行について必要な事項は教育委員会が別に定めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日から施行するものとし、第2項では、当条例制定に伴い、生涯学習情報センター条例を廃止するものでございます。

最後に、別表第1では会議室等の利用料を、別表第2においては駐車場の利用料について定めるものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長　説明が終わりました。

何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第19号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでし

ようか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第19号につきましては、原案どおり承認いたします。

次に、日程第5、議案第20号「守口市立図書館指定管理者選定委員会条例(案)についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第20号「守口市立図書館指定管理者選定委員会条例(案)についての意見」 守口市立図書館指定管理者選定委員会条例(案)についての意見を次のとおりとする。

令和元年8月28日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第20号「守口市立図書館指定管理者選定委員会条例案についての意見」について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページから9ページまでを御参照賜りたいと存じます。

守口市立図書館につきましては、令和2年4月1日のリニューアルオープンを予定しておりますが、図書館運営及び施設管理につきましては、民間事業者の企画能力、発想、創造性及び技術力等を活用するため、指定管理者により行おうとするものでございます。

指定管理者の選定に当たりましては、教育委員会の諮問に応じて管理者の選定に関する事項の調査、審議を行う守口市立図書館指定管理者選定委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例案の具体的な内容について御説明申し上げます。

第1条は、委員会の設置について定めており、当委員会は地方自治法第138条4、第3項の規定に基づき、当委員会を教育委員会の附属機関として設置するものでござ

います。

第2条は、委員会の所掌事務について、委員会は教育委員会の諮問に応じて指定管理者の選定基準や審査事項、調査、審議する旨と、指定管理者の業務の実施状況の評価に関し、定めるものでございます。

第3条は、委員会の構成員を7人以内とし、学識経験者、市の職員及び市教育委員会が適当と認めるものとし、また、第3項では、委員の任期を1年以内と定めております。

第4条は、解嘱について定めております。

第5条は、委員長及び副委員長の選出方法について、第6条では、委員会の会議進行について定めております。

第7条は、委員会の庶務を社会教育施設所管課にする旨を、第8条では、この条例の施行について必要な事項は教育委員会が定めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を公布の日からとし、第2項では、守口市附属機関条例第2条の表中、守口市生涯学習情報センター指定管理者選定委員会の項を削除するものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

何か、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 説明の中に、いわゆる民間委託ということだったと思うのですが、指定管理者というのは法人であったり、業者であったりするということでしょうか。

○事務局 委員おっしゃるとおり、法人または民間の団体の方にさせていただくという形になっております。

○委員 例えば館長、そういう方についてはどうなるのでしょうか。

○事務局 館長については、法に基づき必置になっていきますので、指定管理者を公

募するときに、館長を必ず置くことという要件をつけてまいります

○教育長 ほか、ございませんでしょうか。

選定委員会は何回開かれる予定ですか。

○事務局 3回を予定しております。

○教育長 傍聴することは可能でしょうか。

○事務局 傍聴につきましては、できる限り市民の方々に見ていただきたいという気持ちでございますが、選定委員会の中でお諮りいただくという形になります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第20号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第20号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、次に、日程第6、議案第21号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第21号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」

令和元年度教育費補正予算案についての意見を次のとおりとする。

令和元年8月28日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第21号「令和元年度教育費補正予算案についての意見」につきまして、御説明申し上げます。

議案書10ページから16ページを御参照願います。それでは、事業ごとに説明いたしますので、よろしくをお願いします。

最初に、議案書15ページの項目1、学校保健安全事業（小学校）、項目2、学校保健安全事業（中学校）につきましては、学校保健安全法に基づく就学時健康診断及び定期健康診断に使用する検診器具については、衛生面に万全を期すため、専門業者による滅菌消毒業務を行っており、今年度の事業実施に際し、複数業者に対し見積書を依頼したところ、物価上昇等により当初予算額を上回り予算に不足が生じたことから、小学校で38万3千円、中学校で19万8千円の補正予算措置が必要となるものでございます。また、表中右側の備考欄に記載のとおり、当該事業につきましては、令和4年度までの債務負担行為を設定しておりますことから、小学校で331万5千円、中学校で196万6千円の債務負担行為限度額を増額変更しようとするものでございます。

次に、項目3、施設維持管理事業小学校、項目4、施設維持管理事業中学校につきましては、新設校を除き、耐震工事は完了しているものの、多くの校舎が建築後40年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況にあります。このため、長寿命化改修を基本とする計画的な施設整備に向けた検討を行うため、まず、建物そのものの老朽度を総合的に評価する耐力度調査と、附属棟を含めた学校施設全体の劣化状況等を判断する基本調査を行うため、小学校におきまして、既存校10校で3,960万円、中学校におきましても、既存校6校で2,320万円の補正予算措置が必要となるものでございます。また、よりよい教育環境整備に係る教育諸条件の向上一つとして、既存校のトイレ改修については、現在、実施設計業務を進めているところでございますが、今般、8月20日付で当該トイレ改修に係る補助申請を行っていた全校に対する交付金の内定通知があったことから、国の財政支援を活用し、令和元年度における当該事業の実施を行うため、小学校10校分の工事監理業務委託に要する費用として3,250万円と、工事請負費として8億400万円を、また、中学校6校分の工事監理業務委託に要する費用として1,890万円と、工事請負費として4億6,100万円の補正予算措置が必要となるものでございます。

続きまして、歳入予算の補正でございますが、歳出で説明させていただきました、小中学校のトイレ改良工事の財源となる国庫補助金として、学校施設環境改善交付金項目3、小学校で1億7,666万1千円、中学校で9,693万7千円の合計2億7,359万8千円の補正でございます。

最後に、議案書16ページの項目5、(仮称)市立図書館管理事業に移らせていただきます。 (仮称)守口市立図書館につきましては、令和2年4月1日の開館に向け現在、施設改良工事を進めております。つきましては、図書館開館にあたり必要となる図書、備品購入費や図書管理システムの保守業務委託と機器等の使用料などに要する費用として、合計2億5,540万円の補正予算措置が必要となるものでございます。内訳としましては、消耗品費で2,346万4千円、委託料で5,673万2千円、使用料で1億2,153万5千円、備品購入費として事業用器具費で3,086万9千円、図書購入費で2,280万円でございます。なお、表中右側の備考欄の記載のとおり、委託料と使用料につきましては、次年度より5カ年にわたる債務負担行為を設定しております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 施設維持管理事業ということで、国から3年の緊急対策でお金がおりということですが、この3年間というのは何年度から何年度までなのか、それに伴って工事はいつされるのか、期間はどのぐらいかかるのかというのを教えてください。

○事務局 今回、歳入で補正させていただきました、学校施設環境改善交付金でございますが、国が定める国土強靱化に係る補助金ということで、平成30年、令和元年、令和2年と、この3年間に限った時限的な補助金でございます。その中で、いずれかで申請をし交付決定を受けましたら、その事業を行っていくという流れになります。

すが、我々が今回申請させていただきましたのは、この令和元年度の当初予算の追加募集ということで、今年度5月ごろに申請させていただいた交付金でございます。この事業につきましては、今年度事業として進めてまいりたいということで、今現状、実施設計業務を行っており、その後、工事等の入札、工事に移っていくという流れでございます。

○委員 工事が今年度中ということは、令和2年の3月までということでしょうか。そうしたら、長期休暇というのは余りないですね。ということは子どもたちが授業をしている間にも工事をされ、トイレの補修と耐力度調査も並行してされるということでしょうか。

○事務局 当該トイレ改修工事につきましては、今年度の事業ということで進めさせていただきますが、設計業者と打ち合わせを行っておりまして、できる限り教育活動の支障にならないような工程スケジュールと、改修箇所が多い学校につきましては仮設トイレ等の設置等も含めまして、子どもたちの負担を少なくできるかということを考えながら工事を進めたいと考えております。委員御指摘のとおり、今回耐力度調査、基本調査もそうですし、合わせまして特別教室の空調設置工事なども今年度事業として並行して行っていきます。

もう1点、トイレの改修工事につきましては、今、設計を進めておりまして、今年度事業ということで、入札等工事業者の決定を今年度中にしていく必要がございます。今後も進捗管理等を行いながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○委員 子どもたちにも授業にも支障がないようにということですが、トイレとかは多分仮設トイレを造ってされるのかなと思いますが、工事音とかもありますよね。そういったときに授業に支障がないように、例えば、中学校だったら試験中は作業をしないなどの配慮をしていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○教育長 はい。よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

○委員 教えていただきたいのですが、統廃合等については計画的に進めてきて、差し当たりは一段落してというような状況だというふうに認識しているわけですが、耐力度調査をして長寿命化させた場合、国からの補助金で展開した事業については、それが何年かの間は手が付けられない。要するに、その先に例えば、統廃合の問題であるとか、校舎の改築などの問題に差しさわりはないのかというのが少し心配なところで、その点について少し補足説明していただければと思います。

○事務局 補助金を受けて工事をし、その後、すぐに取り壊し等はなかなか難しいというところがございます。我々が今考えているのが、耐力度調査、基本調査等を行い、長寿命化改修の手法を基本として、検討していこうと考えておりますが、基本的にはその補助金をつけて改修したトイレ以外のところを改修して長寿命化をしていくというふうに考えております。ただし、今後この先10年、20年後に統合することになった場合には、特別な事情ということにもなりますので、これまでと同様に補助金返還等は必要ないかと考えております。

○委員 基本的にはその辺を十分承知の上で考えているという趣旨だというふうに理解するのですが、この長寿命化というのは基本的に何年というスパンなんですか、それから、補助金を返還しなくてはならない可能性が生じてくる期間というのはどれぐらいなのかということも併せて、お願いいたします。

○事務局 長寿命化改修においては、その先30年は使えるというような改修をするというのが補助金上の要件になっておりますので、大半の校舎が築40年以上ですが、長寿命化改修をすれば、そこからさらに30年は使えるというような改修になる、というのが1つございます。

あと、補助金をいただいて改修等を行い、その後取り壊しをした場合に、返還等を要することが求められる期間ですが、原則的には補助金をもらってから10年という期間がございます。ですので、10年以内に統合とか特殊な事情がない限りは返還を要する場合があるというふうに把握しております。

○教育長　計画を立てる場合には、補助金返還という用件も十分に踏まえ対応していただくようお願いしたいと思います。ほかに何かございませんか。

○委員　長寿命化改修を基本と書いてあるんですけども、梶小学校が数年前に減築工事をされましたよね。それは減築ということで、4階建てを2階建てに、そのときに西端市長があれを進めるに当たって、地域の方は古いんだったらそんなにお金のかかることをしないで建て直したほうが良いという意見がすごく多かったと思うんですよ。今回の市長選のときにもそういう意見をすごく出している方がいらっしやっただ。でも、ここを1棟きれいにしてしまうと、いざ建て替えのときにここはまだ建て替えて10年たっていないからいじれない、そうすると全体的に建て替えができないということだったから、減築ということで何とかお願いしますという地域への説明だったんですよ。もし、あそこが新しいからあそこだけは結局ひっかからない、でも、ほかのところは古いといった場合に、そのときの話と違ってしまうと、梶小学校だけではなくて、ほかのところからも最初に言っていた話と違うのではないかという意見が出るのがすごく懸念されますが、そういったところはどのように。

○事務局　老朽化した建物については長寿命化を図るといいながらも、最終的には建て替えが必要だというような状況が発生する可能性ももちろんあるのですが、本市だけではなくて、日本全国、昭和40年代あたりに校舎が多く建ててございます。老朽化が進んでいる校舎につきましては、国が建て替えではなくて、長寿命化改修、いわゆる基礎や、はりなど、そういった構造上のものだけは残して、基本的には新築同様に改修をする、効率的に新しくしたほうが良いという方針を出しており、そちらに対する補助金を手厚くするという方針も示されておりますので、長寿命化改修という手法を用いまして、基本的には新築同様の、さらに教育的な観点で、メディアセンターであったり、あるいはエレベーターがついたりといったようなプラスアルファ的な設備のあるところも加えて、長寿命化改修の手法をもって老朽化対策をしていこうと、これは基本としてということなんです、そのための調査をさせていただこうという

ものでございます。

○委員 わかりました。

○教育長 なかなか難しい問題が残っていると思いますけれども、統合も考えられるのか、これは今後の子どもの推移を見極めながら、きっちりとした方針を出していかないと矛盾が出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

ほか、ございませんか。ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思います。

議案第21号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第21号につきましては、原案どおり承認いたします。

それでは、次に、日程第7、議案第22号「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第22号「(仮称)守口市立図書館運営方針(案)について」(仮称)守口市立図書館運営方針(案)について、次のとおりとする。

令和元年8月28日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第22号「(仮称)守口市立図書館運営方針案について」、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書18ページから32ページまででございます。

(仮称)守口市立図書館運営方針案につきましては、5月17日に開催させていただきました、第1回社会教育委員会において御審議いただいた後、5月の教育委員会定例会におきまして御協議をいただきました。その後、6月1日から6月30日まで

の30日間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様方からの御意見を頂戴し、その御意見の概要と意見に対する市の考え方につきましては、7月教育委員会定例会におきまして御報告させていただいたところでございます。

それでは、御意見の中で、運営方針に反映した内容について説明させていただきます。

運営方針に反映している内容は、図書サービスネットワークについてでございます。当該箇所は2カ所ありまして、その箇所につきましてはグレーに色づけしております。1カ所目は23ページの第2章、市立図書館運営の基本的な考え方の2、市立図書館サービスの提供の1、市立図書館としての図書サービスの充実の6行目に、「市立図書館は本市の図書サービスのネットワークの核としてまた」という文を追記させていただきました。2カ所目は、27ページの第3章、市立図書館運営方針1、図書サービスの充実の2、資料・情報提供機能の充実の1行目に、「資料情報の提供については」の後に、「市立図書館を核とした市内のコミュニティセンターや守口文化センターとのネットワークを継続し、インターネットを利用した図書検索、予約システムサービスを行うとともに、大阪府、大阪市、北河内6市等との相互貸借、市内認定こども園、小・中学校はじめとした団体等への団体貸出しを行うなど、関係機関との連携も継続していきます」と現在も行っております図書サービスの内容を市民の方にわかりやすくするというので、改めて追記させていただきました。

以上、（仮称）守口市立図書館運営方針（案）について、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長 はい。説明が終わりました。

何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいですか。

御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思います。

議案第22号につきましては、原案のとおり承認することに御異議ございませんで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第22号につきましては、原案どおり承認いたします。

それでは、次に、日程第8、議案第23号「『河内国茨田郡大枝村中村家文書』市指定有形文化財指定に係る守口市文化財保護審議会への諮問について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第23号「『河内国茨田郡大枝村中村家文書』市指定有形文化財指定に係る守口市文化財保護審議会への諮問について」

「河内国茨田郡大枝村中村家文書」市指定有形文化財指定に係る守口市文化財保護審議会への諮問について、次のとおりとする。

令和元年8月28日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第23号「河内国茨田郡大枝村中村家文書市指定有形文化財指定に係る守口市文化財保護審議会への諮問について」、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書33ページから39ページをお開き願いたいと存じます。

中村家文書は、昭和48年に中村あきら氏より市に寄贈いただいたものですが、平成29年度に守口市文化財保護審議会による事前調査を行い、その後保護審議会において調査報告を行った結果、守口市の歴史を知る上で重要な古文書であるという御意見をいただき、市指定文化財の指定に向け、平成30年度に大枝中村家文書調査業務を京都大学に委託しました。調査の結果、中村家の私的経営、家政文書類も含まれており、公文書と私文書が混在して伝来する近世庄屋家文書の典型的な古文書で特に文徳3年、1594年検地に際して作成された、太閤検地帳の原本、史料1の「河州茨田

郡十七カ所小高瀬村内大枝村御帳」であり、「守口市史」2巻、昭和40年刊には地域の太閤検地帳は未確認と記されていることから、大枝村の太閤検地帳は市域及び、河内の太閤検地の実態が知られる貴重な史料であります。また、一般的な近世村とは異なる村の形成過程をたどったことがうかがえる史料3の大枝村、世木村、馬場村等絵図や、史料4の水利関係文書、史料5の市城村の下肥購入の実態が知られるものや、安政年間のものと思われる幕府公文書の継ぎ送りや役人通行に際して差し出した人足の記録簿も残されていることから、極めて重要な文書です。このように中村家文書は市域の近世村の特質をよく現す文書が多数残されており、守口市の文化財として保存し、活用を図るべき文書であることから、河内国茨田郡大枝村中村家文書を市指定有形文化財指定に向けて、守口市文化財保護審議会に諮問しようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。貴重な資料だと思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

では、議案第23号につきましては、原案どおり承認することに、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第23号につきましては、原案どおり承認いたします。

それでは、日程第9、議案第24号「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第24号「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて」

「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて」、次のとおりとする。

令和元年8月28日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第24号「平成31年度（令和元年）全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて」、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書40、41ページ、また、本日配付させていただいております資料を御参照いただきますよう、お願いいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、全校参加により実施され、その結果が7月23日に本市へ、また、7月26日には各校へその結果が示されました。調査結果の取り扱いにつきましては、市町村教育委員会において、それぞれの判断で実施要領に定められた配慮事項に基づき、公立学校全体の結果に加え、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能であること、また、市町村教育委員会において個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容、方法等について事前に十分相談すること、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や各学校の順位付は行わないことなどの配慮事項が示されております。実施要領及び本市の状況を踏まえ、今年度の調査結果の取り扱いについて、事務局としての案をまとめましたので、説明させていただきます。

まずは、教育委員会といたしましては、これまでと同様に、本市立学校全体の調査結果の概要を公表したいと考えております。

それでは、市の結果概要を説明させていただきますので、A4判カラー資料、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査守口市の結果概要を御覧いただきますよう、お願いいたします。

1ページ目には、上段に調査概要、中段に学力調査の結果概要を示しており、校種、教科別の平均正答率と平均正答数における市の結果と、また、参考として府、全国の

結果を記載しております。また、下段のグラフは全国と本市の正答数の差を示しております。

続いて、2ページ目に移ります。記載しておりますグラフは全国と比較した本市の平均正答率の状況、全国を1として、経年比較で示したものでございます。昨年度までは各教科ごとに知識・理解に関して問うA区分、活用に関して問うB区分と分かれておりましたが、本年度よりA・B区分が一体化された問題様式に変更になったことから、平成30年度以前のA・B区分を合算して数値を算出しております。なお、参考として従来の区分での内訳を見てみたところ、活用のB区分のみで扱われる問題が小中学校等とも、国語で3問、算数・数学で8問になり、それ以外の問題はA区分、B区分を一体的に取り扱った問題となっております。経年比較で見たところ、教科に関する調査については、小学校及び義務教育学校前期課程において、近年やや低下傾向にある中、算数は全国との差が縮まり、やや向上が見られたものの、国語は全国との差が大きく広がりました。一方、中学校及び義務教育学校後期課程は長期的に向上傾向が続いておりましたが、国語・数学とも全国との差が広がっております。また、今年度初めて実施されました英語につきましても、全国を下回る結果となりました。

3ページ目からは、児童・生徒質問紙調査の結果概要を示しております。

まず、3ページ目は、学力向上に係る目標値を設定した6項目のうち、授業改善に係る3項目の結果を示しております。中学校等で「自分の考えがうまく伝わるように工夫をして発表をした」との肯定的回答の割合が全国を上回っておりましたが、「課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んだ」や「話し合う活動を通じて考えを深めたり広げたりすることができた」との肯定的回答の割合は全国を下回っておりました。

続いて、4ページ上段に、自学自習力の育成に係る2項目の調査結果を示しており、小中学校等ともに家庭での学習、読書習慣で全国と大きな差が見られました。なお、「家で授業の予習・復習をしている」の項目は今年度調査がございませんでした。下

段以降には目標設定したもの以外の項目を示しており、ICT活用に関する調査は全国を上回る状況でございました。

5 ページ目に移りまして、「自分で計画を立てて勉強している」との肯定的な回答は、小学校等で増加が見られましたが、小中学校ともに全国を下回っている状況でございます。また、「読書は好き」との肯定的回答が小学校等では全国を上回ったものの、「本を読んだり、書いたりするために図書室等にほとんど、または全く行かない」と回答した児童生徒の割合は全国と比べ大きな差がある状況でございました。

6 ページ、7 ページ目は、児童生徒質問紙調査の生活に関することの回答状況をグラフに示しております。

まず、自尊感情については、「自分にはよいところがある」との肯定的回答が減少し、「将来の夢や目標をもっている」との肯定的回答が小学校等で増加し、中学校等では減少している状況です。

次に、規範意識については、「学校のきまり、規則を守っている」との肯定的な回答が増加しております。また、「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」との肯定的回答は中学校等で増加しております。

続いて、生活習慣については、「毎日朝食を食べている」との肯定的回答が増加し、「全く食べない」との回答が減少しております。また、「毎日同じくらいの時刻に寝ている」との肯定的回答が増加し、「全くしていない」との回答が減少しております。

最後に、地域とのかかわりについては、「地域の行事に参加している」との肯定的回答が増加し、「全く参加していない」との回答が減少しております。また、「地域や社会をよくするために、なにをすべきかを考えたことがある」との肯定的回答が増加し、「全く考えない」との回答が減少しております。

本市立学校全体の調査の概要については、以上でございます。

次に、各学校の調査結果の取り扱いについてでございます。

恐れ入りますが、再度議案書41ページを御参照いただきますよう、お願いいたし

ます。

各学校の調査結果の公表内容及び方法等につきましては、児童生徒の学力向上を図るため、これまでも調査結果を活用し、学力や学習状況を把握するとともに、検証改善を図りながら授業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取り組みを進めているところであるが、今後の時代に必要とされる資質・能力を育むためには、これまで以上にスピード感をもって、より着実に取り組み、児童生徒の学力・学習状況の一層の改善を図るべきものである。そのため、各学校における調査結果の分析においては、平均正答率や目標値を設定した項目の結果などの数値に基づく分析を充実させ、課題及び目標を明確にした上で、学校・家庭・地域がそれらを共有し、家庭での学習習慣、並びに生活習慣の改善に向けた啓発など、学校・家庭・地域が連携して具体的な取り組みを進める必要があるとの基本的な考え方にに基づき、次のとおり教育委員会から各校へ指示したいと考えております。

まず、公表時期については、各校で分析を行う期間を確保し、9月中にと考えております。

次に、公表内容については、1、調査目的、2、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であること、3、教科に関する調査の平均正答率、4、質問紙調査において課題が見られる回答状況、ただし目標値を設定した項目は必須とし、結果と目標とする向上値及び達成に向けた取り組みについて示す、5、分析結果、6、分析結果を踏まえた今後の改善方策、以上6点を示すこと。

最後に、公表方法につきましては、各校の学校だより等の文書の配布を考えております。

調査結果の取り扱いについての案は、以上でございます。なお、本案については、校長会でも示させていただいておりますが、これまでに特段混乱等は生じていない状況から、校長会等からの意見はございませんでした。

最後に、今年度の調査結果を受けまして、各校が分析を速やかに行い、自校の課題に正対した取組みを2学期当初から進めることが重要であることから、7月31日には臨時校長会及び教頭会を開催し、守口市と各校の経年比較による全国比の調査結果を伝えるとともに、成果につながっている学校の取組みについて、具体的な詳細説明を行いました。教育委員会としましては、学校ごとの課題分析を行い、学力向上推進教員に対して、校内分析会議の持ち方を具体的に示しつつ、各校から提出される後期の学力向上推進プランが各校の課題に正対した取組みへと改善されているかを確認し、必要に応じて指導するとともに、定期的な質問紙調査及び指導主事による授業参観等を通じて、各校の状況を把握し、授業研究会での指導助言や研究指定校の取組みの発信を行うなど、本市の学力向上に係る目標値の達成に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 はい。説明が終わりました。

何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 守口市全体の結果というのは、全国、大阪府と比べて非常に残念な結果だという共通認識だったという感じですが、守口市の中でも、説明があったように、成果につながるような取組みをやっている学校があり、これが守口市としては力強い財産になるんじゃないかと思うんですね。以前からもやられているとは思いますが、成果を共有財産とし高めていくために、どういうふうにしていけばいいのか、成果につながる取組みというのは具体的にどういうものが見られたのか、もう少しお話し願えればと思います。

○事務局 成果のあった学校の取組みの1つとしましては、全教職員の目標がそろっておりまして、それに向かって全教職員で取り組んでいるという組織的な取り組み、

そちらが進んでいるというのが、まず一番大きな成果と思われます。例えば、課題がある問題でしたら、そういったところを徹底的にやる、放課後等に残してできるようになるまで全員で取り組む、そういった取組みを進めていたり、また、苦手部分ですとかも、全員で共有してそれに向かって授業改善を進めていく取組みを進めているところだと思えます。

○事務局　補足でございますが、今回成果が見られた学校につきましては、その学校の児童の学習状況に、特に家庭学習状況に大きな課題が見られるというところで、市の施策である土曜日学習の試行実施、または地域の力を得ました日曜学習等、家庭でなかなか学習習慣がまならない子どもたちに学習機会を設定していく、そういう努力をされていたり、また、放課後学習等につきましても、従来の定期的な学習会に加えまして、学校が設定した到達度に達成できるまでしっかりと個別指導をやりきるということ、各教員の努力ではなく、学校組織としてその方針を立て取り組んでいるということ。組織的な取組みをこの数年取り組まれており、自校の課題に正対した取組み、それが非常に子どもたちの学習状況の改善にもつながったものではないかというところで、その詳細を各校に説明させていただいたところでございます。

○委員　到達の目標を掲げて、それをやりきると、成果を出すんだという、アウトカムの方ですね。結果を出すという、そういうところに割とこだわって職員が組織的に取り組んでいると、それが子どもの成長につながるんだと、そういう意識が芽生えていると思うことが感じられたということでしょうね。それをいかに共有のものとしていくのか。それぞれの学校も思わしい成果が上がらなかったかもしれないけれども、成果を上げるために取り組んでおられる施策というか、方策はたくさんあると思うんですね。それを共有、どこの学校はこういうような取組み、どこの学校はこれ、守口市全体でどういう取組みをしたのか、その取組みの中でこういうのが成果につながったんだ、そういうのをきちっとしたもので仕上げていって、提供できるものとして、それをぜひお願いしたい。

○教育長 はい。ありがとうございます。何かございませんか。

○委員 データとして、クラス単位のスコアも出るとお聞きしたと思います。ほとんど平均的に変わらないと思うのですが、もし著明にあるクラスだけがいい結果を出してきたら、なぜそうなったのかという分析をしたらおもしろいんじゃないかなと思いますけれども、今までそういうようなことをされたことはあるんでしょうか。

○事務局 学級というものではないのですが、特に中学校の結果からは教科の結果が出ますので、中学校は往々にして1年生から3年生まで同じ教員が同じ教科を教えることがございますので、そこで成果が見られているものについては、教育委員会からも実際にその50分の授業を見せていただいて、どのような工夫をしながら授業を進めているのか、把握させていただいた上で、各校にもその情報発信をさせていただいたということはございます。また、各校の分析においては、この学力調査の結果、また、学習状況の結果はもちろん、クラスごとに出ますので、それを用いながら、校内会議の中でいろいろその取組みを共有したりというような取組みが行われているところでございます。以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほか、ございませんか。

これまで、教育委員会としましても学力向上に向けていろいろ対策を練ってきた、一定の数値化をすることで来年度から徐々に2年後には全国平均を突破するという思いでやってきて、今回の効果のある学校を見ると、我々の設定は大きな間違いではないんだと、あとはこれをどういうふうに各学校に徹底していくか、これが大きな課題だろうと思います。さらに授業改善をするとともに、自学自習力をつける、そして、組織的にみんなが動いていく、そういう学校づくりによって、結果として全国の平均を突破するというふうに思いますので、そういう面からもしっかりと学校を指導していきたいというふうに思います。

ほか、ございませんか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思えます。

議案第24号につきましては、原案どおり承認させていただくことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　それでは、異議なしと認め、議案第24号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、日程第10、議案第25号「平成30年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局　議案第25号「平成30年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」

平成30年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書案について、次のとおりとする。

令和元年8月28日提出 守口市教育委員会教育長 首藤修一。

○教育長　それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、議案第25号「平成30年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」、御説明させていただきます。

お配りしております冊子を御覧ください。

本報告書は、地方の教育行政の組織及び運営に関する法律、第26条に基づき、平成19年度から毎年作成しているものでございます。今年度につきましても、報告書を作成するに当たり、これまで点検評価検討委員会を3回実施し、3回目の8月9日には学識経験者として2名の大学教授に出席していただき、御意見等の助言を賜っております。本日は、教育委員会7月定例会にて協議事項として提出させていただいたものに学識経験者の意見等を反映、加筆修正したものを配付しております。本報告書

は「平成30年度めざす守口の教育」に記載されております、各取組み項目につきまして、点検及び評価を行い、重点項目ごとに目標、教育委員会の取組み、評価の根拠、今後の方向性、図表及び注釈を記載しております。今年度につきましては、学校教育分野で4つの基本方針と14の重点項目があり、社会教育分野においては1つの基本方針と1つの重点項目がございます。それぞれ個別の取組み項目数は、学校教育分野が44項目、社会教育分野が5項目の計49項目となっております。

それでは、ページ順に説明させていただきます。

1 ページでは、点検・評価の趣旨、対象、方法を記載しております。

2 ページでは、御意見、御助言をいただきました学識経験者、同報告書の構成、平成30年度末時点での教育委員の皆様の名簿を記載しております。

3 ページには、平成30年4月1日時点の教育委員会における組織の内容を。

4 ページ、5 ページには、教育委員会会議の開催状況を及び審議案件。

6 ページ、7 ページには、教育長及び教育委員の皆様の活動状況を記載しております。

8 ページ、9 ページには、平成30年度の教育委員会の取組みを記載しており、教育環境の充実、教育内容の充実、社会教育の充実についての取組みに加えて、大阪北部地震や台風21号により本市におきましても、学校やもりぐち歴史館において被害を受け、その対応を行ったことから、新たに災害対応の項目を設け、平成30年度の取組みといたしております。

10 ページには、平成26年度から平成30年度の決算及び決算見込み額を記載しております。

11 ページ、12 ページには、平成28年8月に市長が策定いたしました、守口市教育大綱の概要について記載しております。

13 ページには、教育行政の全体像を示すものとして、「めざす守口の教育」に記載しております、概要図を記載しております。

14ページ以降は、具体的な点検評価を項目順に列挙してございます。

学識経験者の御意見、御助言につきましては、各基本方針の最後のページに記載しております。ページ数で申し上げますと、学校教育分野の基本方針1に対する助言は28ページ、基本方針2についての助言は37ページ、基本方針3についての助言は43ページ、基本方針4についての助言は52ページに記載しております。

また、社会教育分野の基本方針5については57ページに記載しております。

58ページには、今年度の報告書全体についていただきました助言を記載させていただきました。

今後の予定でございますが、本定例会においてご承認をいただいた後、守口市議会9月定例会に報告書を提出し、併せてホームページや各コミュニティセンター等に閲覧用として設置して、市民に公表してまいります。

続きまして、概要版についてですが、A3のものをご覧いただきますよう、お願いいたします。

概要版につきましては、昨年度と同様の様式にて作成し、報告書と合わせて、守口市議会9月定例会に提出し、その後ホームページに掲載させていただくとともに、各施設に報告書を設置する予定でございます。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、お願いいたします。

○教育長 はい。説明が終わりました。

何か、御意見、御質問はございませんでしょうか。

前もって出しているというふうに思いますが、この際ありましたら、お願いいたします。

では、御意見、御質問がないようでございますので、採決したいと思っております。

議案第25号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第25号につきましては、原案どおり承認いたしました。

それでは、ほかに何か報告、連絡等はありませんでしょうか。

委員の皆様からはどうでしょうか。

ないようでしたら、本日の定例会を閉会したいと思います。